

令和4年度赤い羽根共同募金
(令和5年度事業助成) 申請の手引き
【2次募集】



この助成金は白山市民の皆様に、「誰もが安心して暮らせる地域づくりのために」と、
ご協力いただいた共同募金が財源です。

石川県共同募金会 白山市共同募金委員会
白山市倉光八丁目16番地1 福祉ふれあいセンター
社会福祉法人白山市社会福祉協議会内

TEL : 276-3151 FAX : 276-4535



赤い羽根共同募金

赤い羽根共同募金の助成金について

1 助成の目的

白山市共同募金委員会は、誰もが住みなれた地域で安心して暮らせる福祉のまちづくり（地域福祉）を推進するために、地域を良くしていこうと活動する福祉団体やボランティア団体、住民団体、学校等を応援し、白山市民が主体的にすすめる福祉活動を広く支援することを目的に助成金を交付します。

2 助成対象の団体

白山市内で活動する社会福祉法人や特定非営利活動法人、地域福祉活動を行う住民団体及び福祉団体、ボランティア団体、学校等です。ただし、法人格は問いません。

3 助成対象となる事業

(1) 白山市社会福祉協議会活動助成

白山市社会福祉協議会が地域福祉活動計画に基づいて取り組む地域福祉推進のための事業で、本会が認めた事業。

(2) 地域の居場所づくり事業助成

地域住民の誰もが気軽に集い交流を図る地域カフェや、食事を通じて多様な世代の交流と居場所づくりを支援する、地域食堂・こども食堂に関する事業。

※ただし、他の助成を受けているものは対象外。

例) こども食堂事業助成、地域ふれあいサロン事業助成

(3) 福祉団体活動助成

活動実績が1年以上ある福祉団体、当事者団体等の運営費及び事業費を助成対象とする。(NPO法人は不可)

(4) ボランティア団体活動助成

活動実績が1年以上あり、白山市社会福祉協議会に登録しているボランティア団体の運営費及び事業費を助成対象とする。

※NPO法人でもボランティア活動を行う場合は申請可。

(5) 福祉共育事業助成

学校や大学、放課後児童クラブ、生徒会やPTA等が、児童生徒を対象としたボランティア活動や、福祉共育事業を対象に助成する。

※レクレーションや余暇活動のみについては対象外。

(助成事業の例)

- ・福祉を理解するための学習会や福祉をテーマにした行事。
- ・交流事業や福祉体験・ボランティア活動を通して、思いやりの心を育む取り組み。
- ・地域の社会資源や地域課題の調査・研究に関する取り組み。
- ・防災マップの作成や、避難誘導訓練等、防災に関する取り組み。
- ・その他、地域福祉及びボランティア活動の推進に必要な活動。

(6) 先駆的事業助成

社会福祉法人、特定非営利活動法人、その他の団体等が、地域福祉の推進や地域の課題解決等を行う先駆的な事業で、本会が特に必要と認めた事業。

※社会福祉法人や団体等の通常の事業とは別に新たに実施する、地域福祉推進のための事業や、白山市内においてこれまで他の団体等により実施例のないような事業、制度の谷間または制度が十分に機能していないため、支援が行き届いていない人を支援する事業等に対して助成します。

(助成事業の例)

- ・多職種、他機関の連携やネットワークの構築を目的にした研修会、事例検討会の開催。
- ・地域住民の防災意識の向上を目的とした研修会やワークショップの開催、避難所設置運営訓練等、地域防災に関する取り組み。
- ・ひきこもり当事者やその家族の支援に関する取り組み。
- ・社会的排除や孤立を予防・防止するための取り組み。

※ただし、次の事業は対象にしません。

- ・国または地方公共団体が経営し、またその責任に属するとみなされる事業。
- ・設立開始後満1年を経過しない団体。(ただし、必要性が認められる場合はこの限りではない。)
- ・構成員の互助共済を主たる目的とする事業等、社会福祉的な性格の明らかで

ない事業または団体。

・政治、宗教、組合等の手段として行なう事業や、営利のために行なっているとみなされる事業。

・当年度において共同募金との重複感をあたえるような寄付金の公募を実施またはしようとする事業。

・助成による効果が期待できない事業。

・他の補助金との重複助成や他の財源をもって実施することが適当と認められる事業。

4 助成金の額及び基準

NO	助成事業	助成金の額及び基準
1	白山市社会福祉協議会助成	白山市地域福祉活動計画に基づいて行われ、白山市共同募金委員会が適正と認めた助成額。
2	地域の居場所づくり事業助成	・実施回数×6,000円で、年3回以上の事業の実施を行う団体を助成対象とする。 ・事業の実施単位は問わない。 <上限金額> ・1回あたり6,000円を上限とする。(同一年度12回まで)
3	福祉団体活動助成 (当事者団体含む)	申請団体の事業計画、予算等に基づいて、白山市共同募金委員会が適正と認めた助成額。
4	ボランティア団体活動助成	<上限金額> ・1団体につき、50,000円を上限とする。
5	福祉共育事業助成	<基準額> ・10,000円+対象者数×1,000円 <上限金額> ・1団体・・・50,000円
6	先駆的事業助成	<上限金額> ・1団体・・・200,000円

5 助成対象となる経費及び助成対象とならない経費

助成対象経費	
諸謝金	講演会や研修会等の講師への謝礼など (構成員や会員に対しての謝金は対象外)
旅費交通費	事業で必要となる電車、バス運賃、ガソリン代の実費など
印刷製本費	コピー代、チラシ、報告書、資料等の作成費用
消耗品費	用紙、文具、景品代など
通信運搬費	切手、はがき、郵便代など
損害保険料	行事保険など事業実施にかかる保険料
賃借料	会場借り上げ料、機器備品等のレンタル料など
水道光熱費	電気、ガス、水道、冷暖房など事業実施に必要な使用料
食材料費	交流会やこども食堂などの事業で使う食材料の費用、会議や交流会で使用するお茶、お菓子代など。 (会員や構成員のみでの飲食費用は対象外)
備品購入費	事業を実施するために必要な備品の購入費用
雑費	その他上記以外のもの

対象外経費
借入金の償還又は利息の補填金、積立金に繰り入れる資金、人件費、会員や構成員のみを対象とした慰労会や忘年会等の飲食費用(食糧費)は対象外。

6 応募方法

(1) 所定の申請書(3枚)に必要事項を記入の上、白山市共同募金委員会事務局(白山市社会福祉協議会窓口)に、**令和5年2月24日(金)まで**に提出して下さい。

(2) 申請書等は、白山市社会福祉協議会のホームページよりダウンロードできます。

7 交付決定及び助成金交付

(1) 令和5年3月下旬に、募金実績を基に助成額が決定し、助成対象団体に助成金決定通知書を送付します。

(2) 助成対象団体は、助成金請求書を白山市共同募金委員会事務局に、令和5年4月末日までに提出して下さい。

(3) 助成金については、令和5年5月末に指定口座に振込みます。

8 実績報告

(1) 令和6年3月31日もしくは、事業が終了次第、なるべく早く実績報告書を提出して下さい。

(2) 提出時には、活動がわかる写真と領収書（コピーでも可）の添付が必要です。

(3) 実績報告書を提出されない場合は、助成金を返金させていただきます。

(4) 実績報告書は、白山市社会福祉協議会ホームページよりダウンロードできます。

9 助成の明示

(1) 共同募金の助成を受けた事業の実施にあたっては、共同募金を財源にした事業であることを、案内チラシ等に明示して下さい。

(2) 共同募金の助成を受け備品を購入した場合は、共同募金で購入したことがわかるように、目立つところに共同募金のシールを貼って下さい。なお、シールが必要な場合は白山市共同募金委員会事務局までご連絡下さい。

(3) 共同募金のロゴマークは白山市社会福祉協議会ホームページ上よりダウンロードできますので、ご活用下さい。

10 助成金の返金・事業計画の変更

(1) 何らかの理由で事業が実施できない場合

(2) 計画していた事業を変更する場合

※これらのことがある時には、白山市共同募金委員会事務局までご連絡下さい。

11 共同募金運動への参加

赤い羽根共同募金運動にご理解・ご協力いただき、秋の街頭募金活動等の共同募金運動に積極的にご参加下さい。

12 助成金交付の流れ



令和5年2月1日 交付の手引き、申請書の公開

- ホームページ等でご案内します。



令和5年2月1日～2月24日 申請書の提出

- 提出期限2月24日（金）（期限厳守）
- 白山市共同募金委員会事務局及び白山市社会福祉協議会窓口へ提出して下さい。



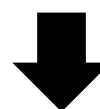
令和5年3月下旬 助成決定通知の送付

- 募金実績額に基づき助成額が決定し、助成対象団体に助成金決定通知書を送付します。助成金請求書を同封しますので、振込先口座を記入の上、返送して下さい。



令和5年5月下旬 助成金の交付

- 助成金請求書の提出を確認後、助成金を指定された口座に振り込みます。



※助成金の返金、事業計画を変更する時は、事前に白山市共同募金委員会へ必ず連絡して下さい。

事業終了後 助成金実績報告書の提出

（添付：事業の概要がわかるようなチラシ、事業の写真、事業にかかった費用の領収書（コピー可）

- 提出期限 令和6年3月31日（期限厳守）
（実績報告書の用紙は助成決定通知書に同封いたします。）
- 白山市共同募金委員会事務局及び白山市社会福祉協議会窓口へ提出して下さい。



助成申請書見本

令和 年 月 日

白山市共同募金委員会

会長 村井 志朗 様

施設・団体名 **白山たすけあいの会**
施設・団体所在地
〒**924-0855** **白山市倉光八丁目 16-1**

代表者名 **松任 一郎** 印
事務担当者名 **松任 一郎**
電話番号 **276-3151**
FAX番号 **276-4535**

令和4年度赤い羽根共同募金（令和5年度事業助成）2次助成申請書

赤い羽根共同募金令和5年度事業助成金の交付を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

助成対象事業	<input type="checkbox"/> 白山市社会福祉協議会活動助成 <input type="checkbox"/> 地域の居場所づくり事業助成 <input type="checkbox"/> 福祉団体活動助成 <input type="checkbox"/> ボランティア団体活動助成 <input type="checkbox"/> ボランティア・福祉教育事業助成 <input checked="" type="checkbox"/> 先駆的事業助成
申請団体種別	<input type="checkbox"/> 社会福祉法人 <input type="checkbox"/> 特定非営利活動法人 <input checked="" type="checkbox"/> 住民団体 <input type="checkbox"/> 福祉団体（当事者団体） <input type="checkbox"/> ボランティア団体 <input type="checkbox"/> 学校 <input type="checkbox"/> その他（ ）
事業名	お互いさまたすけあいネットワーク事業
助成申請額	100,000円 （事業費総額 150,000円 ）

助成申請概要書 見本

①施設・団体・グループ名

②代表者名

ふりがな はくさんたすけあいの会	ふりがな まっとう いちろう
白山たすけあいの会	役職 代表 松任 一郎 (印)

③代表者住所

④電話番号

⑤会員数

〒 924-0855 白山市倉光八丁目 16-1	276-3151	48 名
---	-----------------	-------------

⑥団体の概要

主な活動内容	地域に住む高齢者や障害者など、支援を必要とする方に対して、見守り・声かけや、話し相手等の日常生活のサポートを行っている。
--------	---

⑦助成を希望する事業について

事業名	お互いさまたすけあいネットワーク事業
対象者	松任地域に住む高齢者世帯や障害者世帯で、日常生活に支援が必要な方。
申請理由	高齢化の進展や単身世帯の増加により、地域で生活している高齢者世帯や障害者世帯のうち、ゴミ出しや電球の交換、除草や雪かきなど、日常生活を送る上で軽易な支援が必要なケースが増えてきており、そのような支援が必要な方を地域の住民同士で支え合う、お互いさまのネットワークを構築したいため、助成を希望する。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・松任地域に住む高齢者や障害者世帯のゴミ出しや電球の交換、除草や雪かきなど軽易なサポートを支援するサポーター(登録制)を募集する。 ・サポーターには、有償ボランティアとして、1回1時間の支援あたり200円でサポートをお願いする。 ・利用者には、1時間500円の利用料の支払いをお願いする。
事業目的・効果	・松任地域に住む住民が、高齢や障害など支援が必要になっても、安心して暮らせるように、住民同士のお互いさまの支え合い活動を事業化することにより、気兼ねなく安心して支援を頼める地域の土壌をつくることができる。

⑧事業実施時期 (いずれか事業を実施する時期を記入してください。) ⑨事業回数・対象者数 (予定)

<input type="checkbox"/> 週 回 月 回 年間 回	合計回数	延べ人数
<input checked="" type="checkbox"/> 4月 1日 ~ 3月 31日頃	100 回	100 人
<input type="checkbox"/> 月 日		

⑩事業区分 (いずれかひとつ選んでください。)

<input checked="" type="checkbox"/> 今年初めて行う事業
<input type="checkbox"/> これまでに助成を受けたことがある事業
<input type="checkbox"/> 例年やっているが助成を受けたことがない事業

⑪「赤い羽根共同募金」助成金事業の明示方法

